

松山市こども計画について ～施策体系(案)～

令和6年7月22日

【イメージ】

計画書 (冊子)に掲載

基本方針 1

推進施策1-1

推進施策1-2

推進施策1-3

推進施策1-4

基本方針 2

推進施策2-1

推進施策2-2

推進施策2-3

基本方針 3

推進施策3-1

推進施策3-2

推進施策3-3

基本方針 4

推進施策4-1

推進施策4-2

推進施策4-3

基本方針 5

推進施策5-1

推進施策5-2

推進施策5-3

※個別計画部分含む

事業

取組内容

計画書 (別冊)で掲載

基本方針

推進施策

1

こどもの権利を尊重し、
社会全体でこども・
若者を育てる

- ▶こどもの権利について、こども・若者だけでなく子育てに関わる者を始めとするすべての大人に対しても広く周知し、社会全体で共有する
- ▶こども・若者が安心して意見を表明できる場や機会を提供し、意見を反映する仕組みを整える
- ▶仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進する
- ▶こども・若者・子育て当事者にやさしい社会づくりのための啓発や環境整備、情報発信を行い、社会全体でこども・若者を育てるという気運を醸成する

2

こども・若者の
健やかな育ちを
支える

- ▶多様な体験活動や学びを通して幸せな状態で成長できるよう、こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進する
- ▶教育・保育の環境整備を進め、一人一人の健やかな成長を支える
- ▶ライフステージを通して必要な支援を、関係機関が連携し、切れ目なく提供する

3

こども・若者を
誰一人取り残さず
重層的に支援する

- ▶こどもの貧困を行政や地域など社会全体で解決し、社会的自立に向けて支援することで貧困の解消、貧困の連鎖を断ち切る
- ▶障がいや医療的ケア等の理由から支援を必要とするこども・若者について、関係者の連携体制を強化して適切な支援・サービスにつなげる
- ▶社会的養護を必要とするこども・若者が、心身ともに健やかに養育されるよう、多職種・関係機関の連携による自立支援を進める

4

若者が自ら希望する
ライフプランの
実現を後押しする

- ▶心や身体に関する必要な情報や正しい知識を身に付け、自身の健康に必要なサポートを受けられるよう情報提供や相談支援を行う
- ▶多様な価値観が尊重されることを大前提とし、結婚や出産を望む人に対して希望に応じた支援を進める
- ▶主体的に自らのライフデザインが描けるよう、キャリア形成支援やライフプランニング教育を推進する

5

安心して子育て
できるよう子育て
当事者を支援する

- ▶子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱かず、ゆとりを持ってこどもと向き合い、安心して子育てできるよう支援する
- ▶ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、当事者に寄り添った支援を行い、生活の自立・安定・向上を図る
- ▶ニーズに応じた様々な子育て支援を推進し、関係機関と連携・協働して子育て家庭を支える

こじも
まんなか

1. こどもの権利を尊重し、社会全体でこども・若者を育てる

- ▶こどもの権利について、こども・若者だけでなく子育てに関わる者を始めとするすべての大人に対しても広く周知し、社会全体で共有する
- ▶こども・若者が安心して意見を表明できる場や機会を提供し、意見を反映する仕組みを整える
- ▶仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進する
- ▶こども・若者・子育て当事者にやさしい社会づくりのための啓発や環境整備、情報発信を行い、社会全体でこども・若者を育てるという気運を醸成する

こども大綱記載事項（★方針 ◎重要事項 ○必要事項）

- ★多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る。
 - ★「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しする。
 - ★こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を広く周知し、社会全体で共有を図る。
 - ★こども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。
 - ★困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行いつつ、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。
 - ★こどもや若者、子育て当事者が、安全に安心して意見を述べる場や機会をつくり、その意見のこども施策への反映状況をフィードバックし、社会全体に広く発信し、こども施策の質を向上させるとともに、更なる意見の表明・参画につながる好循環をつくる。
 - ★関係者の職場環境や活動環境等の改善、多様な人材の確保・養成、専門性や質の向上、メンタルケアなどを充実させる。
 - ★共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。
 - ★こども・若者や子育てをめぐる問題は日本の未来に関わるという意識を持ち、こどもや家族が大事にされるよう、社会全体の構造や意識を変えていく。
 - ★子育て当事者の女性と男性が相互に協力しながら子育てをすることができ、自己実現を図りつつ、それを職場が応援し、地域社会全体で支援するよう取り組む。
 - ★子育て当事者が、共働き・共育てを実現するために必要な情報や支援が得られるようにする。
- | | |
|--|----------------------------------|
| ◎こども・若者が権利の主体であること社会全体での共有 | ◎こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消 |
| ◎体罰や不適切な指導の防止 | ◎校則の見直し |
| ◎こども・若者の性犯罪・性暴力対策 | ◎犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 |
| ◎共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大 | ◎こども・若者の自殺対策 |
| ◎インターネット利用に関する環境整備 | ○多様な声を施策に反映させる工夫 |
| ○社会参画や意見表明の機会の充実 | ○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究 |
| ○社会参画・意見反映を支える人材の育成 | ○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援 |
| ○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備 | |
| ○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信 | |
| ○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革 | |

2. こども・若者の健やかな育ちを支える

- ▶多様な体験活動や学びを通して幸せな状態で成長できるよう、こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進する
- ▶教育・保育の環境整備を進め、一人一人の健やかな成長を支える
- ▶ライフステージを通して必要な支援を、関係機関が連携し、切れ目なく提供する

こども大綱記載事項（★方針 ◎重要事項 ○必要事項）

- ★こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- ★乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、幸せな状態で成長し、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- ★関係機関や団体が密接にネットワークを形成し協働しながら、一体となって、こども・若者や子育て当事者を支える。
 - ◎多様な遊びや体験機会の創出 ◎生活習慣の形成・定着 ◎切れ目のない保健・医療の提供 ◎居場所づくり
 - ◎妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保 ◎こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
 - ◎こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ◎高等教育の修学支援、高等教育の充実
 - ◎悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実 ◎小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

3. こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する

- ▶こどもの貧困を行政や地域など社会全体で解決し、社会的自立に向けて支援することで貧困の解消、貧困の連鎖を断ち切る
- ▶障がいや医療的ケア等の理由から支援を必要とするこども・若者について、関係者の連携体制を強化して適切な支援・サービスにつなげる
- ▶社会的養護を必要とするこども・若者が、心身ともに健やかに養育されるよう、多職種・関係機関の連携による自立支援を進める

こども大綱記載事項（★方針 ◎重要事項 ○必要事項）

- ★成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。
- ★困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。
- ★課題を抱えるこども・若者への支援に加え、保護者への支援を始めとする成育環境や社会的養護への対応も含め、重層的にアプローチする。
- ★こども・若者や家庭が、必要な情報を得られ、必要な支援を受けられるよう、関係機関が連携し、当事者に寄り添いつつ、
プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届ける。
 - ◎慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援 ◎こどもの貧困対策 ◎障害児支援・医療的ケア児等への支援
 - ◎児童虐待防止対策等の強化 ◎ヤングケアラーへの支援 ◎社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援
 - ◎非行防止と自立支援 ◎いじめ防止 ◎不登校のこどもへの支援
 - ◎高校中退の予防、高校中退後の支援
- 潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭の早期把握、プッシュ型・アウトリーチ型支援の推進
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者総合相談センター等の連携、相談支援の強化）

4. 若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする

- ▶心や身体に関する必要な情報や正しい知識を身に付け、自身の健康に必要なサポートを受けられるよう情報提供や相談支援を行う
- ▶多様な価値観が尊重されることを大前提とし、結婚や出産を望む人に対して希望に応じた支援を進める
- ▶主体的に自らのライフデザインが描けるよう、キャリア形成支援やライフプランニング教育を推進する

こども大綱記載事項（★方針 ◎重要事項 ○必要事項）

- ★若い世代が様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- ★多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。
- ◎プレコンセプションケアの取組の推進
- ◎成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ◎就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ◎結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

5. 安心して子育てができるよう子育て当事者を支援する

- ▶子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱かず、ゆとりをもってこどもと向き合い、安心して子育てができるよう支援する
- ▶ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、当事者に寄り添った支援を行い、生活の自立・安定・向上を図る
- ▶ニーズに応じた様々な子育て支援を推進し、関係機関と連携・協働して子育て家庭を支える

こども大綱記載事項（★方針 ◎重要事項 ○必要事項）

- ★多子やひとり親世帯に配慮しつつ、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように取り組む。
- ★ひとり親家庭など貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより、貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組む。
- ★関係機関や団体が密接にネットワークを形成し協働しながら、一体となって、こども・若者や子育て当事者を支える。
- ◎悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
- ◎子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- ◎地域子育て支援、家庭教育支援
- ◎子育てにやさしい住まいの拡充のための住宅支援の強化
- ◎ひとり親家庭への支援